

第4回桐生市下水道使用料審議会 議事録

- 1 日時 平成28年8月22日（月曜日） 午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 場所 桐生市市民文化会館 4階 国際会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 14名中14名出席
 - (2) 事務局 水道局長・下水道課長・境野水処理センター所長・下水道課業務係長・下水道課工務係長・下水道課維持係長・下水道課業務係

4 審議会

(1) 質疑応答

事務局： それでは、これより議事に入らせて頂きます。

議事・進行につきましては、前回同様、会長にお願いしたいと存じます。
よろしくお願い申し上げます。

会長： はい、わかりました。今日の流れですが、最初に、資料の5ページまで、前回の概要がございますので、前回までの確認ということで、私から読ませていただきます。

それから、使用料金を150円にするメリット・デメリット及び企業会計移行のメリット・デメリットについて、事務局側から説明を受けたいと思います。

では読ませていただこうと思います。

(資料1ページから5ページを読み上げる)

それでは、使用料単価150円のメリット・デメリットについて、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局： (使用料単価150円のメリット・デメリットについて、事務局のより説明。)

会長： 今の説明に対して、ご質問等ございますか。

では、私から。移行作業に約1億円の経費がかかるということですが、どのようなことからかかるのでしょうか。

事務局： まず平成27年度に事前調査をしております、その経費が約400万円。そして、今年度から3ヵ年かけて資産調査をしていきますが、これを専門業者に依頼する費用が約4,000万円。同じく、再来年度頃から予定しています会計システムの導入費用が約600万円です。それと、職員の人件費2名分が5年間で約5,000万円、計1億円という内訳で見積もりをとっています。

会長： 5年間にかかる経費ということですか。

事務局： はい、5年間の移行を予定していますので、5年間の経費ということです。

委員： 公営企業会計のデメリットの3番ですが、複式簿記の知識が必要となると書いてありますが、桐生市の他の部署ではまだ複式簿記になっていなくて、みな移行をしていると思うので、どの部署でも使えるようにならないといけないと思います。

事務局： 実際に今、企業会計を導入しているのは水道局の上水道部門だけです。ご指摘のとおり、今後企業会計を導入するにあたって、企業会計を読む力というのは非常に重要となってくると思いますが、個人的な見方としては、そういった知識を持っている職員は少ないので、これが一番今後の自治体全体でネックになってきます。総務省などもその点をかなり危惧していて、人材育成や、企業会計が分かる者を国が地方自治体に直接送り込める組織を作っていると聞いています。

会長： 何かございますか。

委員： 公営企業会計に移行することについてのメリット・デメリットの2番に、移行作業には膨大な事務作業があるため、移行になるまで4年から5年の時間を要するとありますが、今回、料金改定を3年間で行うのよりも、移行作業が終わる方が遅くなるということですか。そうすると、150円の料金で一番補正される減価償却等について見繕っているのが、今の段階では正しいということかもしれませんが、4年から5年かけて移行していくなかで、まだまだ不足してしまうということならば、また改定すればいいのではないかという感じではありますが、逆にってしまったら、時期などは妥当なのでしょうか。

事務局： 企業会計への移行につきましては、平成27年度から取り組みまして、平成27・28・29・30・31年度の5年間ということを進めて参っております。そして、平成32年4月1日から企業会計となります。目安として4、5年ということですので、大抵はそのような形で進めております。以上です。

会長： 基本的には、企業会計に移るときと時間のずれはない、ということですね。

事務局： はい。

委員： 地方債の仕組みについて伺いたいのですが、前回お配りいただいた資料6のA3のシミュレーションがありますが、これを見ると地方債はどんどん膨らんで、現状の5億8百万円に対して、平成36年度については10億円、その間については18億円ということになって3倍くらいに膨らむ期間があるのですが、これはどういう仕組みでしょうか。先ほどのメリット・デメリットにあった国の交付税で償還されてしまうのでしょうか。償還されなければ、どんどんと市債ばかりが増えていって、財務的には

結局健全経営になっていないのではないかと感じるのですが、おそらく起債者は桐生市ではないかと思いますが、引き受け先はどちらがやっているのでしょうか。その辺をお答え願えないでしょうか。

事務局： 地方債の仕組みですが、基本的に建設工事に対しては国庫補助を引いた額、約半分です。たとえば1億円の工事があれば国庫補助が5千万円、残り約45%を地方債として借り入れることができます。その起債に対して返済を行っていく際に、交付税措置というものが、下水道の場合多くあるのですが、それについてはどのくらい入ってくるのかというのは、正直分かりません。たとえば毎年100万円の返済があるという場合、それが100万円入ってくるのか50万円入ってくるのかというのは、分かりません。というのは、国も交付税に対する予算というものを持っていますが、年々その交付税の予算が減っているのです、国が交付税を措置していますと言っても、配る予算がないときは、極端な話ではゼロになってしまうこともあり得るということです。なので、基本的には元利償還金は使用料で払っていくことになっています。しかし、それでは使用料が多額になってしまうので、国としては一定の交付税措置をしていますということです。なので、このシミュレーション上は、建設改良に伴う財源として、地方債を借り入れられるという前提で進んでおりますが、実際にこれだけの借り入れをしていくと、ご指摘のとおり健全経営にはなりませんので、次の段階、つまり150円を確保できたということが土台として出来上がってくれば、今度はその150円で返済ができるように事業の優先順位をつけて借入額を現状程度に抑えていくという案は持っております。以上です。

委員： 起債の引き受け先は？

事務局： 引き受け先は、財務省、もしくは地方公共団体金融機構という一般社団法人、あるいは一般の銀行となっております。

委員： もう一点、お伺いします。今度はメリットの方ですが、下水道と上水道の総務・経理部門の統合に伴い、とありますが、これは統合ができるということでしょうか。今は別会計になっていると思いますが、今後統合していくという形で考えてよろしいでしょうか。

事務局： 今後、上水道とも協議を重ねて参りまして、また上下水だけでなく庁内すべての組織でどのようにしていくか、検討して参りたいということで、それが市にとって一番いいことですので、経費削減のためにもそのような方向で考えております。以上です。

会長： 今の8番ですが、これがよく意味が分かりません。減価償却費の発生に伴う、消費税の節税効果が期待できる、というところですか。

事務局： これもかなり専門的になってしまうのですが、一般の会社では売り上げから仕入れを引いた分の消費税が、消費税として支払われると思うの

ですが、下水道事業の場合は国庫補助金や繰入金など、いわゆる無料で貰えるお金が発生してきますので、そういった分は仕入れから控除をするルールになっております。それが企業会計になると減価償却費という費用が発生しますので、その分に対して節税効果がでてくるということです。

会長 : 減価償却費には消費税がかからないのですか。

事務局 : はい。それなので、消費税がかからないということで、節税効果になるということです。

会長 : では、他に質問がなければ、次に移ろうと思います。

まず、私から一つ質問をしてよろしいでしょうか。桐生の地場産や大口使用者に対する支援策について話が出ていますが、以前のニュアンスですと、市の他の部署と話し合っただけで補助金を出すという形でよろしいのでしょうか。また、上水道の料金において、大口使用者には逡減をするというような制度があるという説明があったように思うのですが。

事務局 : 上水道は逡増制で、使用水量が多くなればなるほど単価が上がるという料金設定がされています。特に減免などはありません。

会長 : 逡減措置をとることは可能でしょうか。もし使用者に補助金を出そうということになっても、公営企業化した後も出し続けてもらえるのか、それとも出なくなるのか。それならばむしろ使用料の逡減化を図る、ということは可能なのでしょうか。

事務局 : どちらかという、あくまでも下水道使用料は下水道使用料としてお支払いしていただいて、例えばそのうちの何%とか、これは実際に当該課と財政の方で協議をしないと何ともいえませんが、料金は料金として納めていただいて、その上でその内の何を支援するか。例えば下水道使用料が高くなってなかなか使いづらいということで、では下水道に替わるべきもの、例えば浄水処理装置を企業が導入した場合に、その導入費用の何%を支援するといった形の支援策というのが考えられます。後は、下水道使用料の何%分を市の方から補助しますなど。あくまでも入りは入り、出は出、という支援策になります。

また、第2回でもお話したと思いますが、上水道は逡増制で多く使う方には単価が高くなりますが、今回（下水道使用料）は一律の従量料金ということで、少なく使っても多く使っても1立方メートルあたり150円ということで、逡増制の導入をしないということが、大口使用者の方の負担軽減に多少配慮した形であると、こちらの方では考えております。

会長 : それでは、お一人ずつ、最終的な意見を頂けますか。

旧桐生地区が750円、新里地区が1,000円というのを、早急に是正するというところではないというのは、よろし

いですね。あとは、150 円の設定や、産業に重大な影響を及ぼすことへの支援、境野水処理センターを合流式から分流式に直すこと、人口減など、大きくそういったことについてご意見を頂戴しまして草案を文章にして、次回皆さんに添削していただいて、最終答申にしていこうと思います。今まで語ってこなかった方も、皆さんの意見をお聞かせ願えればと思います。

事務局： 7 ページの過去の答申内容ですが、これは要約ではなく、原文をそのまま載せております。

会長： はい。では、委員さんからお願いします。

委員： 使用料の改定はやむを得ないと考えております。ただ、18 年間見直しをしなかったということで、この 4 年間で 70 数%改定すると、相当大幅な改定ということになるかと思えます。なので、その 4 年を、5 年 6 年と、上げる期間を引き延ばすということを、一つご検討いただければと思います。

それと、そもそも今回の改定の主なものは、市の一般会計からの 6 億あまりの基準外繰入金の解消ということでありますので、改定によってその繰入金が減少されることと思えますので、是非、先ほどから出ています大口使用者への産業支援というものを何らかの形で、下水道の方からというのは難しいかもしれませんが、産業支援策というものを、是非ご検討いただければと思います。市内の公衆浴場の水道というのは、何か助成措置というものがあるのでしょうか。

事務局： 市民生活部の方から、そういうものがあります。

委員： そういうものがあるということで、下水道課ではなく、一般会計の方からご検討いただいたうえで、ぜひそちらの支援策を入れていただければと考えております。以上です。

委員： 私は、第一回目に来たとき、一般会計からの繰入金があまりにも大きいもので驚きました。ただ、ここの 3 ページにありますように、私が携わっているのは、弱者の部分です。本当に、常日頃、ライフラインが止まったなど、そういった相談ばかりが来るのが私たちの部署であります。大口使用者も本当に大変だと思いますけれど、私たちが携わっている支援者も、もともと入ってくるものが小さいので、下水道使用料が上げられると、もっと相談が来るのではないかと、危惧しています。ただ、今までのを見ていますと、私は値上げはやむを得ないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員： 私は下水道使用料の料金体系の改定については本当に無知でありまして、この審議会に出させていただいてから、利用者が負担したお金ではとても事業が賄えていないということ、改めて認識しまして、この間も婦人会で値上げをする段階にはなっているけれども、私たちが払って

いる料金では賄いきれていないということがよく分かりましたということ、みなさんにもお知らせしました。主婦の立場からしましたら、3年間の値上げというのは、先ほど出ました繰入金を減少させつつも、延ばしていただけたらと思いました。料金を値上げすることには納得しておりますが、そのことによって川内や、まだ下水道が処理されていないところへ対して、工事の手を差し伸べるのも大切なことだと思っております。こういった料金問題について、しばらく他に会議などがあったのかは分かりませんが、こういった意見を時々聞く会も必要ではないかと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

委員 : 皆さんと同じ意見ですが、平成32年までに国の基準ということで150円にして、いろいろと国からの補助も貰える体制にしておくということは、やはり必要なのではないかということで、値上げはやむを得ないということではないかという印象です。大口使用者に関しては、あまり劇的な変化が起こらないような、ただしある程度期限を切った援助が必要なのではないかと思っております。それから、弱者への対策についてですが、前回資料の2ページに使用件数の割合が出ていて、たとえばご老人が2人年金で暮らしているような方々の使用量が10立方メートルくらいで、基本料金で収まっている割合が7%ということで、20立方メートルまでいくと25%ということですが、このあたりは如何なのかという気がしていて、弱者の方が基本料金でカバーできるような設定はできないのかという印象を持っているので、説明ないし、ご検討いただければと思っております。

委員 : 説明を伺えば伺うほど、大変なことだと思っております、18年間値上げをしてこなかったことに対して、ツケが来ているということで、一刻も早く正常な形にしていかなければならないのだなと考えています。従って、この三段階の諮問案については、個人的には賛成ですが、ただこのように長期に亘って料金改定をしてこなかった経緯については、先ほどご説明いただきましたけれども、市民にはしっかり説明をして理解していただくということをしていただければありがたいと思っております。また、産業支援、弱者支援につきまして、先ほど事務局から料金は一定で基準は変えないという説明がありましたけれども、やはり減免措置というのを東京都の水道局などはやっていますし、桐生市もいろいろな産業があります。染色産業、鍍金産業など。あとは医療関係、社会福祉法人、それと公衆浴場なども含めて、こういうものは減免措置というもので、しっかりと基準を設けたらよいのではないかと思います。減免措置の分は一般会計で負担するという措置も理由がつけば可能ではないかなと思っておりますので、そういう形のものも検討していただければありがたいと思っております。

それともう一つ。これは、直接は関係ございませんが、いま地方創生が大きな課題となっておりまして、人口増対策というものも桐生市はしていかなければいけません。そういう意味では桐生市に移って来ていただく方に対して、公共料金である下水道料金が急激に上がったということになりますと、自治体イメージがかなり損なわれることになりかねないと思いますので、そのあたりも人口増対策とからめてしっかりと説明といいますか、桐生市のPRが必要となってくるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

委員： 染色業をやっていて、水は大変使うので、値上げというのは本当に厳しいなと思っているのですが、境野水処理センターのような施設などを見ると、値上げはしなければいけないのかなと思いますが、必ず産業支援と弱者支援を何らかの形でやっていっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

会長： 減免措置というのは大口使用者に対してでしょうか。

委員： そうですね、東京ですと公衆浴場、医療・社会福祉施設等々です。それと、高齢者世帯の減額もあるようです。8立方メートル以下の料金の減額です。

委員： 私も皆さんがおっしゃった考え方と全く同じです。値上げに対する反対はございません。ただ、やはり皆さんがおっしゃるとおり、産業界に及ぼす影響はあまりにも大きいものがありまして、当社は直接の大口使用者という形ではありませんが、繊維をやっているものですから、委託で染屋さんにはお世話になる関係で、間接的には影響を受ける企業の一つでございます。そういった、直接だけでなく間接の部分も含めると、裾野は何倍にも広がる。本当に考えていた以上の影響が出てくる可能性もございますので、毎度毎度の話にはなってしまいますけれども、産業界への措置。たとえば減免措置などは、企業さんも交えて今後も重ねていってほしいと思う次第でございます。

委員： 答申案を文面に起こしてきたので、概要を6点。

ひとつは、平成32年4月の引き上げ幅や引き上げ計画は、必要な措置なのではないかと考えます。

それからもう一つ、同じ市にありながら旧桐生地区と新里地区の使用料が同じでないというのは、早急に是正すべきだと。

それからもう一つ、今回の下水道使用料の引き上げが大幅になってしまった原因は、長年、料金の見直しをしてこなかった、できなかったことなので、これは定期的な見直しをする必要があると思います。

4番目は下水処理にかかるコストダウン、これは今までもやってきたと思いますが、これを計画的・断続的に行い、市民の負担抑制のために

必要な措置を継続的に行っていくことが望ましい。

それから、公共下水道未整備地区について、計画的に下水道の敷設を行っていくことが望ましい。

最後に、大口使用者の立場として、必要な政策について具体的に、料金引き上げまでに決定していただきたい。

ということで、私が個人的に一番行ってほしいと思う措置は、下水道法第10条1項の特例の認可・許可をいただきたいということです。

委員 : 前日も述べさせていただいたように、基本的には仕方ないと思っております。市内で桐生と新里の料金が違うというのは、この審議会に来て初めて知ったということもあったので、そこについては、一定の期間は必要でしょうけれど、早い時期に統一していくのが、ある意味必要なことではないかと思えます。その上で、先ほどから皆さんが言っているとおり、社会的弱者や大口使用者、地場産業への減免措置は、しっかり合わせて出していただきたいというのが一つの希望です。東京都の例ということで、先ほど委員さんがおっしゃっていましたが、自分も調べたのですが、東京都はかなりの逓増制で1,000立方メートルを超すと1立方メートルあたり300円という値段の上での減免なので、150円で逓増制がないというのは、すごく評価をすべきことだと思います。しかし、現状からの差というところでは大きな差があるので、向こうは高く減免しているということがありますので、今回上がった部分についての多少の減免という観点で考えていただければありがたいというふうに思っております。以上です。

委員 : 私も、皆様の意見と同様、やむを得ずという前提のもと、今回の料金改定に関しては賛成いたします。ただし、生活弱者ならびに大口使用者に関しては、できれば具体的な減免措置ということで、今、皆様から東京の例が出ていますが、私も調べてみたのですが、金銭的な使用料の改定ができないというお話がありまして、ただ技術的・設備的あるいは使用料を減らすような技術・設備を導入するに当たっての補助をいただければよろしいのではないかと。そして、先ほど委員さんもおっしゃっていましたが、こういった減免措置を作るのであれば、桐生市の具体的な基準というのをしっかり作っていただきたいと思えます。また、例えば場所によってはメーターの設置場所も入り口ではなくて出口に設置して管理するという話もあるようです。産業についてだけになってしまいましたが、生産に関するものであり、私のところも取水する量よりも出て行く量の方が少なくなりますので、そういった減免措置も東京も含めてあるようなので、是非ともそちらの方を具体的な調査、ならびに基準を設けていただければ大変助かります。以上です。

委員 : ネットに行政データランキングというサイトがありまして、これを見

ると 20 立方メートルの月額使用料のランキングが、全国 837 市のうち桐生市の桐生地区は第 65 位。それから、新里地区については 246 位ということで、桐生地区についてはかなり安いということが、これを見ても、全国の平均からしても言えると思います。ちなみに一番高いのは松本市で、これは観光のものだと思いますが、これですと 9,870 円。その次は夕張市で、5,000 円以上の使用料になっているということです。ただ、月額 3,000 円という一つのガイドラインを国から言われているということで、これだと 550 位くらいになって、そこまで高くなるのかなという気はするのですが、それでも私も値上げやむなしだと思います。ただし、うちの会社で試算しますと、年間の使用料が 700 万円弱上がる。ということは、何らかの具体的な支援策を提示いただきたいというふうに考えます。

それからもう一点。私はずっとこの審議会に出て、少し懸念するのは、ともかく 150 円まで上げて、その後また考えましょうというような雰囲気を感じるので、150 円になったときには、市の対応としてまたすぐに上げるというようなことはやめていただきたいというふうに私は感じます。以上です。

委員 : 私も何回か審議会をさせていただいた中で、値上げについてはやむを得ないのではないかと、また、新里地区と長年統一ができなかったところは、早めに解消したほうが良いと思います。ただ、平成 9 年の答申を見ますと、3 年ごとの見直しを行うべきであると書いてあるのですが、このところができていなかったのかと。また、答申を出すにあたって、ある程度反映されるようなことで出さなければいけないのではとも感じます。実際に 18 年間安い金額であったということは、ここで値上げをするという意見よりも、逆に安く使わせてもらったということも考えなくてはいけないのかなと。また、最初にいただいた資料のなかで、県内の比較がありました。このなかですべて桐生市が安くいるというのは、やはりいろいろと考えていかなければならない。また、大口使用者への支援というのも、県内の地域においてどこでどういうふうに支援があるかということも調べながら、急激な変化になるわけですから、少しでも負担を抑えられるような、何かを入れていければいいのかなと思います。答申で書いたことが全部反映されていけば一番いいのですが、なるべくそのままいけるような答申を作っていかなければならないのかなと思います。だとしたら、答申を出したことはなるべく行ってほしいというのが望みかなと思います。以上です。

委員 : 私も皆様のご意見のとおり市町村のデータを見ますと 1 立方メートルあたり 150 円の使用料を負担するのはやむを得ないだろうと。

このまま安い状態で続けるというのは、無理があると感じております。

期間についても、3年ほどで料金を統一していくという形になっています。これも、ある程度はやむを得ないのかなと。確かに、急激に倍以上の金額になるわけですがけれども、それは先ほども委員さんが言われたように、今までが安すぎたということも多少は考えざるを得ないのかなと思います。

また、これを上げるに当たっては、前回平成9年度の答申をやって、そしてもうこの流れでやらないというのは、非常に問題があると考えます。ですので、定期的な見直しを行いながら、料金の改定をするのかしないのかというのをしていけば、ここまで問題にはならないのかなと。また、一度にここまで負担が増えることはないのかなということを感じています。

また、上げるに当たって一番問題になるのが弱者への配慮です。今回の値上げですと、11立方メートルから30立方メートルまでが一律でそれ以上全部150円という取り扱いになっています。そういうところを考えますと、基本料金の10立方メートルまではやむを得ないにしても、そこから出てくる30立方メートルくらいまでは、もう少し配慮していただいてもよかったのかなという感じはしています。また、大口使用者にしても、当然、短期間でかなりの負担増になりますので、これはやはり減免という形で何らかの措置が取れないのかなと考えました。以上です。

会長： 皆さん、ありがとうございました。

私としましては、市長から委嘱状をいただいていますので、答申案をまとめなければならないのですが、基本的に市当局のことはひとまず置いて、私たち14人の意見をまとめます。みなさんの貴重な意見を文章にします。これまでの答申が箇条書きになっていますので、先ほどの委員さんのように箇条書きで、少し大きな活字で作って参りますので、次回、皆さんに添削していただいて、最終的に委員会の答申として提出していきたいと思っていますが、その流れでよろしいでしょうか。

先ほどから多くの方の意見が、改定はやむを得ないということで一致しておりますので、改定はやむを得ないということの先として、弱者への支援や大口使用者への支援についてどうするか。

それと一つどうしようかと思っているのが、使用料を長年改定しなかったことについて市の怠慢であったという文章を一応書いてきますけれども、削るということならば削ります。先ほどから出ていますが、長年安い使用料で使わせてもらったという意見もありますので。

次回、案を提出しますので、その文章を練っていただこうと思いますので、今日はそのようなことでよろしいでしょうか。それで、また次回の召集をみなさんにかかるときに、みなさんの意見のレジュメのような

ものを入れてもらえますか。できれば、私に早めにいただけると、答申を作りやすいのでお願いします。

事務局： 了解しました。

会長： 10月はどうでしょうか。9月は決まっていますよね。

事務局： 9月27日火曜日です。市役所6階の会議室を取っております。

会長： 10月はよろしいでしょうか。

委員： 審議会のなかでは、弱者支援や産業支援の具体的な施策を出すところではないように思っているのですが、今回、私たちに与えられた任務は、意見の徴集と与えられた事務局案に対して反対か賛成かということで、弱者や大口使用者の支援に対しては前回の答申にも書いてあるので、それを書いてどのように判断されるのか、どのようになるのかと。そのような審議会の認識でいたのですが。

事務局： はい。それで結構でございます。

会長： 10月はよろしいでしょうか。

事務局： なかなか会議室を取るのが難しいので、一応、日にちだけ教えていただければありがたいです。

会長： では、予定だけは決めさせていただきます。

委員： 9月27日までまだひと月余りあるので、皆さんから頂いた意見を会長の方でまとめていただく作業があると思いますが、数日前でも結構ですので、召集の通知と一緒にでも答申案を頂ければ、事前に意見が出て9月で終わると思うのでお願いします。

会長： そうですね。では、その流れでよろしいですね。私の答申がまとまってからの通知なのでギリギリになってしまいますが、大丈夫ですね。

会長： では10月26日水曜日に次回の予定を入れておいて下さい。事務的な流れとして、基本的に毎回みなさんの意見をまとめているということは、録音をとっているということですね。

事務局： はい。

会長： みなさんの意見のレジュメを作ってください、ということでもよろしいですね。

事務局： はい。

会長： では、本日はこれで終了させていただきたいと思います。お足元が大変ですので、注意してお帰りください。